

生駒市アマチュア無線非常通信協力会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 生駒市アマチュア無線非常通信協力会・略称:IAE(以下「本会」と称す)とする。

(事務局)

第2条 本会は事務局を会長宅に置く

第2章 目 的

(目的)

第3条 本会は、生駒市(以下「市」と称す)との協定により、非常災害時においてアマチュア無線通信による災害情報の収集・伝達に協力する事を目的とする。

第3章 会 員

(会員資格)

第4条 本会の会員は、市内に居住または勤務し、アマチュア無線局を運用する事が出来る「無線従事者免許」を有する者。

(入会手続き)

第5条 本会に入会しようとする者は、会長に書面にて申し込み、役員会の承認を得て会員とする。ただし、満18歳未満の者については、別に定める保護者の同意書を提出しなければならない。

(退会及び資格の喪失)

第6条 会員が退会する時は、会長に書面で申し出なければならない。

2) 会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を失う。

(1) 本人の死亡。

(2) 第4条の資格を無くしたとき。

3) 会員は、次の各号に該当する場合は除名となる。

(1) 本会の名誉を著しく毀損した時。

(2) 本会の運営及び活動を妨げる行為をしたとき。

(役員)

第7条 本会の次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 数名

(3) 理事 数名

(4) 顧問 数名

(役員を選出)

第 8 条 役員は、次により選出する。

- (1) 役員は「総会」で選出する。
- (2) 会長は理事の互選による。
- (3) その他 補欠役員の選出は役員会で選出し、総会で了承を得るものとする。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は 2 年とし、総会の日より 2 年後の総会の日までとするが、再任を妨げないものとする。

- (2) 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員責務)

第 10 条 本会の役員は、会の運営を司り、その責務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、会長・副会長を補佐し、会の業務を執行する。
- (4) 顧問は、本会の運営に関して、会の諮問に応じて役員会に出席し意見を述べる事が出来る。

第 4 章 総 会

(総会・定足数及び議決)

第 11 条 (1) 総会は通常毎年 4 月に行い、定数の二分の一以上の出席により成立する。

- (2) 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- (3) 可否が同数の時は、議長が決定する。

第 5 章 そ の 他

第 12 条 この規約を施行するために必要な事項は、役員会の決議を経て会長が定める。

附記:この規約は令和 2 年2月22日より施行する。

『生駒市アマチュア無線非常通信協力会』

Ikoma city Amateur Raido Emergency Communication Cooperate Association

IAE と略す

【規約第3条(目的)の補足】

あくまでも非常災害時には生駒市の保有する防災ネットワークが中心であるが、そのシステムで足りない情報や正常に機能しなかったりした場合においてボランティア活動として IAE の通信ネットワークを使った情報の収集、伝達などの協力をする事を目的とする。

【主たる活動日時】

災害の発生が休日や深夜・早朝で公共防災無線機がすぐに起動出来ないような事態が生じていると考えられる時。

【主たる活動状況】

被害が甚大で大規模停電、電話回線(携帯電話含む)の切断や生駒山上に設置している MCA 無線中継基地局のダウン等が起こった場合に IAE 会員のバッテリーシステムで通信し被害状況を生駒市に提供する。

【通信用ハザードマップ】

別紙の『IAE 通信ハザードマップ』で各局の周辺状況を目視して生駒市がカバーしきれない地域の被害状況を提供する。

(今後、協力局を増やし生駒市のすべての地域からの情報提供を目指す)

【IAE 会員の行動自制】

二次災害を防ぐため現場での救援活動は消防署や自衛隊の救援を待ち、会員自身の判断による行動は出来る限り避けること。

【個人情報保護の遵守】

通信の秘密の保護を遵守して個人情報を漏らさない事。

【現行役員】

令和2年～4年度

会 長 :	JH3ISO	杉江 久男			
副 会 長 :	JA3IKE	堀口 千秋	JK3SVX	藤田 喜博	
幹 事 :	JA3FNJ	樋口 幸三	JA3RYS	川崎 真治	
	JG3GRJ	山村 好春	JN3GYJ	藤川 幸宏	
顧 問 :	JA3KF	江口 正			